平成２５年（フ）第９６５５号
埼玉県さいたま市緑区大字三室2123－１　ハイツさきたまⅡ号棟106号室
債務者　加藤　勇樹
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６６４号
東京都葛飾区亀有３丁目32－６
債務者　本林　　清
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６７３号
東京都北区田端新町１丁目16―２―401
債務者　村田みどり
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６７７号
神奈川県川崎市川崎区田町３丁目10―31―101
債務者　小島　真一
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６８６号
東京都江戸川区中葛西４丁目19―16―303
債務者　高橋とし子
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６８７号
千葉県八千代市村上1113－１　３街区26棟502号
債務者　平岡　公治
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６８８号
東京都調布市菊野台２丁目26―４　第６大竹ビル205
債務者　朴　　智恩
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６８９号
東京都江戸川区中葛西１丁目４－８―101
債務者　安瀬　光晴
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６９６号
東京都江東区東陽１丁目16―10―301
債務者　星野　早苗
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３６号
岡山市中区湊132番地２フレベールメゾンＣ―102
債務者　吉田　　真
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７号
長野県佐久市下小田切445番地３
債務者　依田　友光
１　決定年月日時　平成25年９月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月13日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第９６２８号
東京都足立区千住仲町27―12―202
債務者　高井　朋生
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６３５号
東京都世田谷区松原６丁目７―20
債務者　内藤　圭一
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６６２号
東京都台東区浅草３丁目37―９―101
債務者　森下　博史
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４８号
北海道中川郡豊頃町茂岩栄町161番地
債務者　松海　充子
１　決定年月日時　平成25年９月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３６８号
静岡県磐田市国府台589番地１　ハイツサンタモニカパートⅡ―109、前住所愛媛県松山市三杉町４番４号
債務者　中岡　康敬
１　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係